

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	素案	変更前	素案	変更後	変更理由
	頁	内容	頁	内容	
1	2	4 計画の見直し、変更手続 (1)市国民保護計画の見直し 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、不断の見直しを行う。以下略	2	4 計画の見直し、変更手続 (1)市国民保護計画の見直し 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、 国民の保護に関する基本指針の変更 、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、不断の見直しを行う。以下略	都国民保護計画の趣旨を追加したもの
2	17 ～ 18	第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 1市の各部課における平素の業務 【市の各部課における平素の業務】 表は別紙1-1のとおり	17 ～ 18	第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 1市の各部課における平素の業務 【市の各部課における平素の業務】 表は別紙1-2のとおり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(行政組織の改正含む)
3	21 ・ 56	4 国民の権利利益の救済に係る手続き等 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 表は、別紙2のとおり 56頁に再掲あり	21 ・ 57	4 国民の権利利益の救済に係る手続き等 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 表は、別紙2のとおり 57頁に再掲あり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(行政組織の改正含む)
4	30	《被災情報の収集・報告系統》 表は、別紙3-1のとおり	31	《被災情報の収集・報告系統》 表は、別紙3-2のとおり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(行政組織の改正含む)
5	37	5 避難施設の指定への協力 《避難施設の区分》 表は、別紙4のとおり	38	5 避難施設の指定への協力 《避難施設の区分》 表は、別紙4のとおり	第3回国立市国民保護協議会にて委員の提案により事務局で検討した結果、避難施設の一部を変更したもの
6	43	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 【市緊急事態連絡室の構成等】 図は、別紙5のとおり	44	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 【市緊急事態連絡室の構成等】 図は、別紙5のとおり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(行政組織の改正含む)
7	44	(3)関係機関への支援の要請 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。	45	(3)関係機関への支援の要請 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。 支援要請先を確保するため、遠隔地の市町村との協定締結に努める。	第3回国立市国民保護協議会にて委員の提案により語句を変更したもの
8	45	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 別紙6-1のとおり	46	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 別紙6-2のとおり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	素案 頁	内 容	素案 頁	内 容	
9	46	④市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。	47	④市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。市長は、市対策本部を設置したときは、市議会 及び関係機関 に市対策本部を設置した旨を連絡する。	第3回国立市国民保護協議会にて委員の賛同により語句を追加したもの
10	47	(3)市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織及び機能 図は、別紙7のとおり	48	(3)市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織及び機能 図は、別紙7のとおり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(行政組織の改正含む)
11	48	【市の各部における武力攻撃事態における業務】 表は、別紙8-1のとおり	49	【市の各部における武力攻撃事態における業務】 表は、別紙8-2のとおり	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(行政組織の改正含む)
12	58	(3)警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時配慮者について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	59	(3)警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時 要援護者 について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時 要援護者 に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(語句の訂正)
13	62	⑥要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要配慮者支援班の設置)	63	⑥要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、 災害時要援護者支援班 の設置)	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(語句の訂正)
14	64	(6)高齢者、障害者等要配慮者への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。なお、要配慮者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの搬送を支援する。	65	(6)高齢者、障害者等 要援護者 への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、 要援護者 対策班を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時 要援護者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。なお、 要援護者 の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの搬送を支援する。	国立市防災対策推進会議にて、協議変更したもの(語句の訂正)

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	素案	変更前	素案	変更後	変更理由
	頁	内容	頁	内容	
15	64	(9)市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。以下略	65	(9)市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署 及び消防団 と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。以下略	第3回国立市国民保護協議会にて委員の提案により防災計画との整合性を図ることから語句の追加により変更したもの
16	67	弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭) ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。	68	弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭) ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の 地階や地下施設 への避難の指示がなされる。	第3回国立市国民保護協議会にて委員の提案により国立市の現況にあった語句に変更したもの
17	77	(3)安否情報の整理 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。	78	(3)安否情報の整理 市は、 国が開発し運用を開始した「安否情報システム」を活用し、自ら収集した安否情報の重複をできる限り排除し、情報の正確性の確保を図る。 重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。	安否情報システムの活用 安否情報システムの運用開始を踏まえたことによる記述の修正 【基本指針の記述】 国(総務省、消防庁)は、安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供が行われるよう、その充実に努めるものとする。
18	77	2 都に対する報告 市は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	78	2 都に対する報告 市は、都への報告に当たっては、原則として、 「安否情報システム」を利用して行う。システムが利用できない場合の安否情報の報告は、 省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)により 行う。 ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	同上
19	81	②屋外への退避の指示 市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外避難(避難所等への退避)」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。 ・駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。	82	②屋外への退避の指示 市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外避難(避難所等への退避)」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。 ・駅や 大規模集客施設などの 施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。	第3回国立市国民保護協議会にて委員の提案により国立市の現況にあった語句に変更したもの

国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧

No	変更前		変更後		変更理由
	素案 頁	内 容	素案 頁	内 容	
20	88	②生物剤による攻撃の場合 市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察、保健所等の関係機関と連携して、消毒等の必要な措置を行う。市の国民保護担当部署(総務部防災課)は、以下略	89	②生物剤による攻撃の場合 市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察、保健所等の関係機関と連携して、消毒等の必要な措置を行う。市の国民保護担当部署(行政管理部防災安全課)は、以下略	語句の訂正(行政組織の改正)
21	95	第1章 応急の復旧 1基本的考え方 (2)通信機器の応急の復旧 市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。以下略	96	第1章 応急の復旧 1基本的考え方 (2)通信機器の応急の復旧 市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、 保安要員により 速やかな復旧措置を講ずる。以下略	市町村モデル計画に基づき、語句の追加をしたもの
22	102	1市対策本部の設置指定が行われている場合 ○市は、政府による緊急対処事態の認定及び市対策本部の設置指示が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。	103	1市対策本部の設置指定が行われている場合 ○市は、政府による緊急対処事態の認定及び市対策本部の設置 指定 が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。	語句の訂正
23	資料編1	資料1 (庶務) 第5条 協議会の庶務は、総務部防災課において処理する。	資料編1	資料1 (庶務) 第5条 協議会の庶務は、 行政管理部防災安全課 において処理する。	語句の訂正(行政組織の改正)
24	資料編4	資料3 関係機関一覧 (1)東京都関係機関 表は、 別紙9 のとおり	資料編4	資料3 関係機関一覧 (1)東京都関係機関 表は、 別紙9 のとおり	記載もれによる訂正
25	資料編5	資料3 関係機関一覧 (1)指定地方公共機関 表は、 別紙10 のとおり	資料編5	資料3 関係機関一覧 (1)指定地方公共機関 表は、 別紙10 のとおり	記載もれによる訂正
26	資料編5～6	資料3 関係機関一覧 (6)市施設 担当部署 総務部防災課 市役所 学校指導課 市役所 市民協働推進課	資料編5～6	資料3 関係機関一覧 (6)市施設 担当部署 行政管理部防災安全課 市役所 教育指導支援課 市役所 生活コミュニティ課	語句の訂正(行政組織の改正)

【市の各部課における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部 ・ 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会の運営に関する事 ・ 市国民保護対策本部に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 物資及び資材の備蓄等に関する事 ・ 国民保護措置についての訓練に関する事 ・ 特殊標章等の交付等に関する事 ・ その他各部に属さない武力攻撃事態に関する整備
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ 職員の安否に関する事 ・ 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事
保健福祉部 ・ 子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関する事 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ 児童及び保育園、幼稚園児の避難誘導體制の整備に関する事
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する事 ・ 支援物資等に関する事 ・ ライフライン(下水道施設)の保全に関する事 ・ 河川及び水路に関する事
都市振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン(道路・橋りょう)に関する事 ・ 復旧に関する事
教育委員会事務局 ・ 選挙管理委員会事務局 ・ 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教対策に関する事 ・ 避難所施設等の管理に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金及び物品の出納及び保管に関する事

【市の各部課における平素の業務】

部局名	平素の業務
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定方法等に関すること ・市国民保護計画の見直し・変更に関すること ・国民保護措置についての研修及び訓練に関すること ・特殊標章等の交付方法等に関すること ・職員の安否確認方法等に関すること ・危険情報等の収集、分析等の方法に関すること ・その他各部に属さない武力攻撃事態に関すること
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の安否情報の収集体制の整備に関すること ・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知体制の整備に関すること ・国民保護に関する広報及び広聴に関すること ・報道機関との連絡に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び保育園、幼稚園児の避難誘導體制の整備に関すること ・乳幼児等の安全確保及び支援体制の整備に関すること
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資等の受入れ及び配分体制の整備に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン(下水道施設・道路・橋りょう)の保全体制の整備に関すること ・避難住民の誘導體制の整備に関すること
まちづくり推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等に対する土地利用の事前対策に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の避難誘導體制の整備に関すること ・避難所施設等の管理及び運営体制の整備に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整に関すること
選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部の応援に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部の応援に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・現金及び物品の出納及び保管に関すること

※上記の他、各部課は所掌事務に関連する国民保護措置の事前対策の実施に努めること。

変更前

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	総務課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	地域整備課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	福祉総務課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		情報管理課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		情報管理課

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

変更後

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

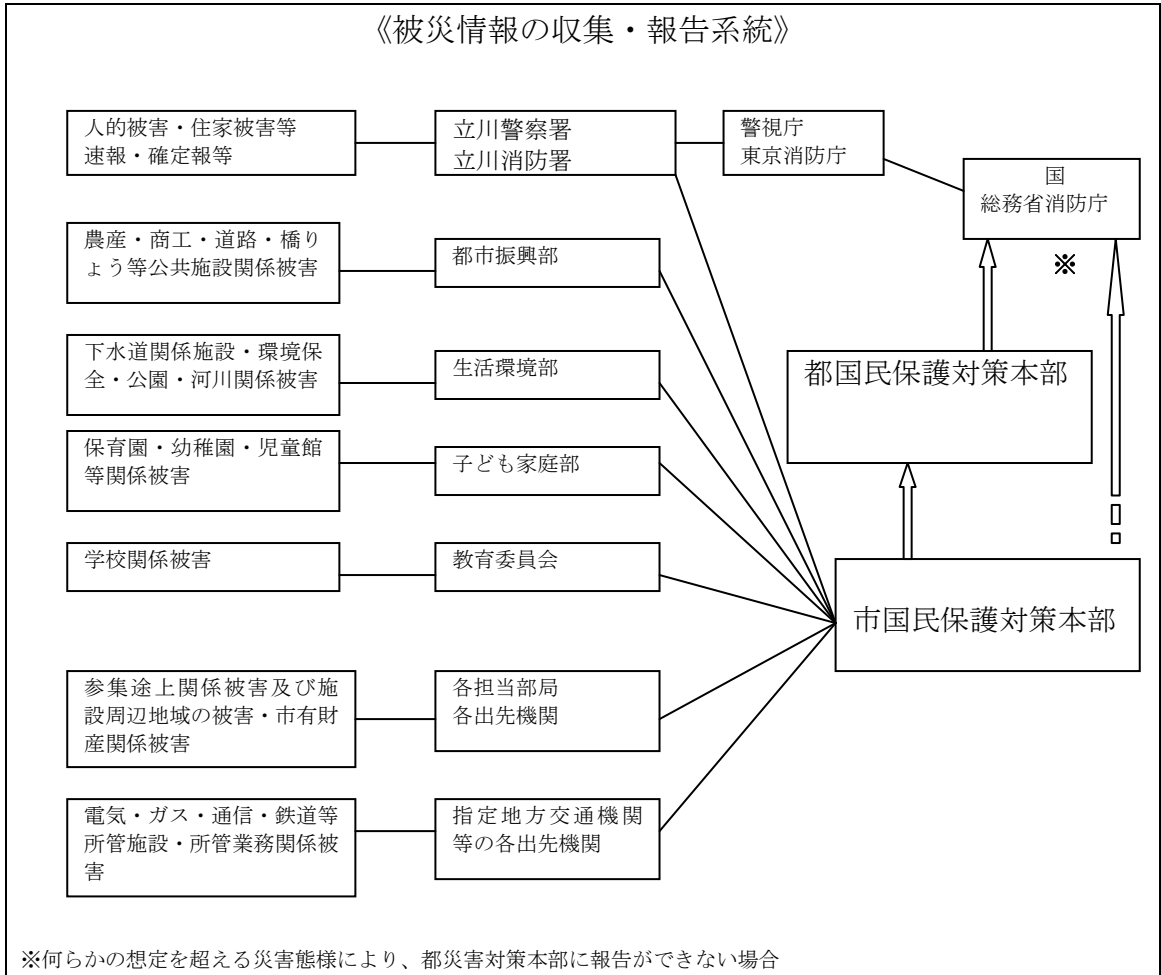
		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資 ^(*) の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	総務課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	南部地域整備課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	福祉総務課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		情報管理課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		情報管理課

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

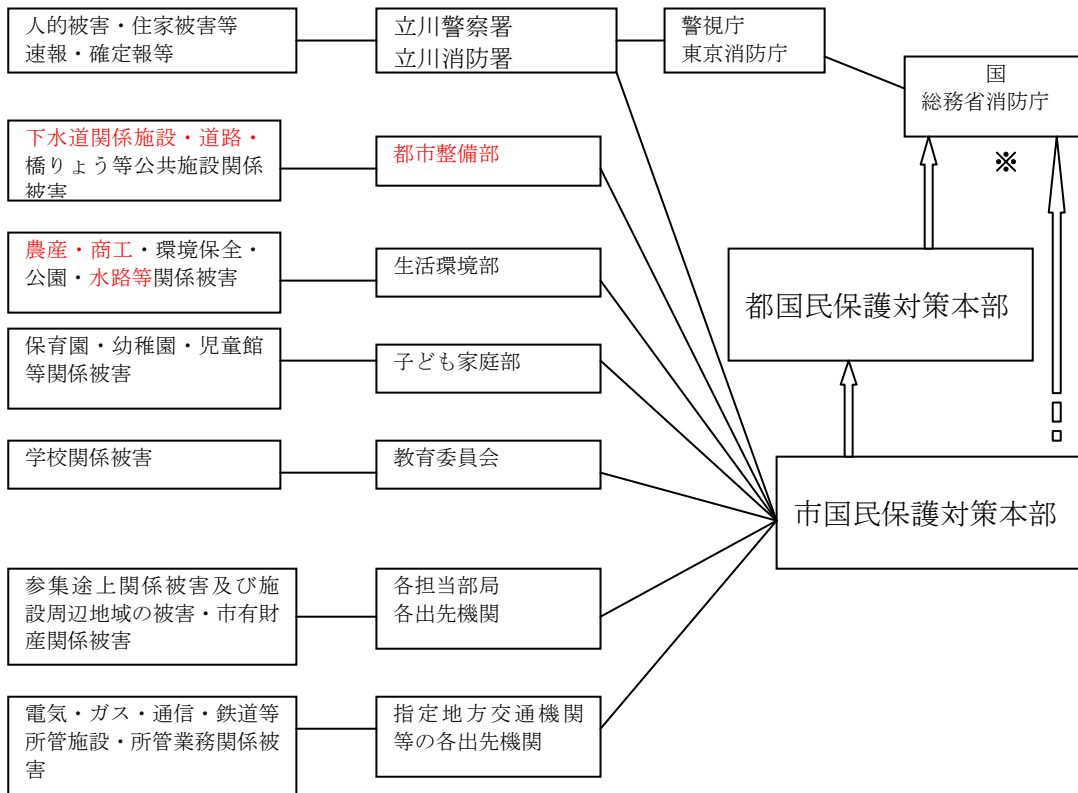
(*) 【特定物資】

救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取扱うもの。

変更前



《被災情報の収集・報告系統》



※何らかの想定を超える災害態様により、都災害対策本部に報告ができない場合

変更前

5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》

区 分	用 途	施 設
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・市立小中学校 11校
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立北多摩高校周辺 ・一橋大学構内 ・中央郵政研修センター ・谷保第3公園周辺等

変更後

5 避難施設の指定への協力

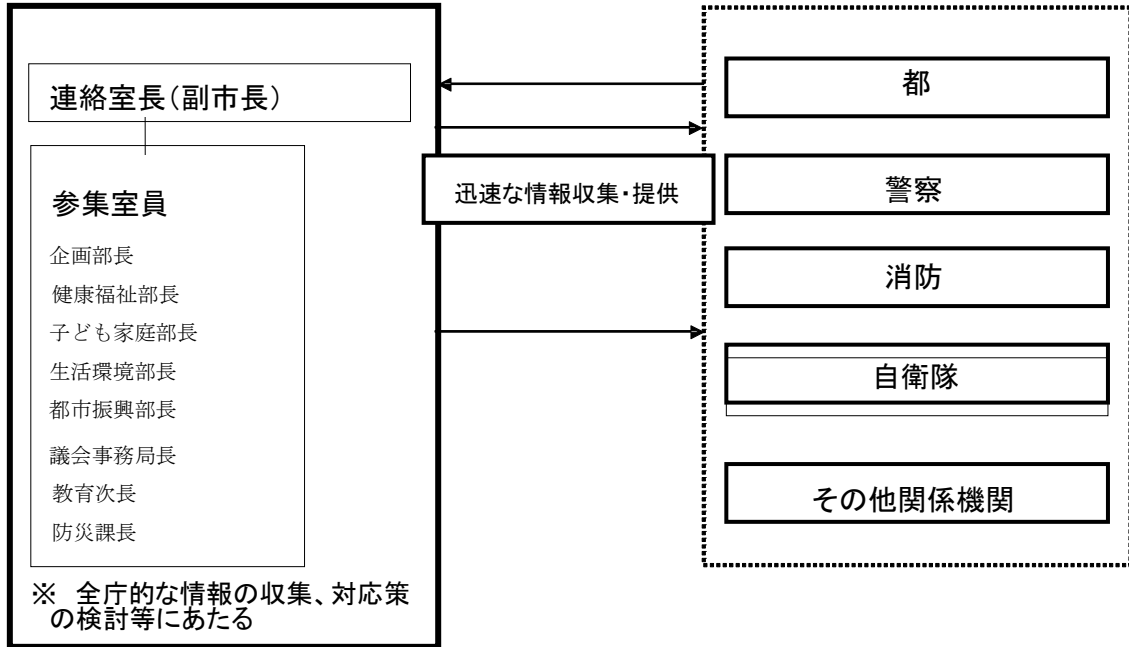
市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》

区 分	用 途	施 設
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・市立小中学校 11校
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立府中西高校周辺 ・一橋大学構内 ・中央郵政研修センター ・谷保第三公園周辺等

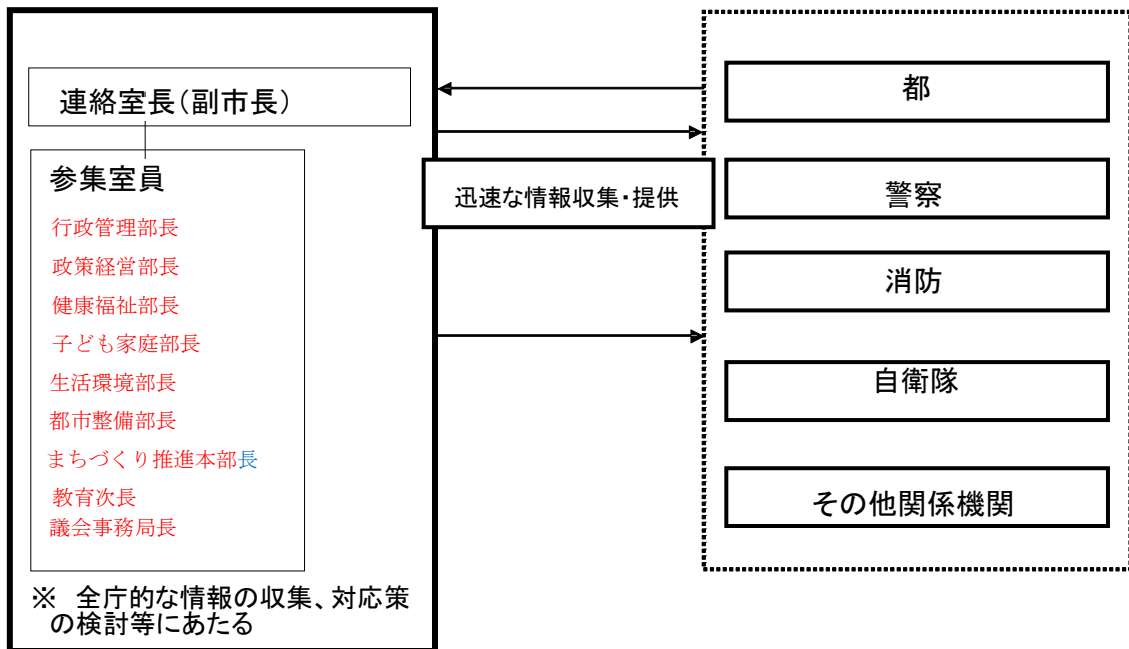
変更前

【市緊急事態連絡室等の設置】



変更後

【市緊急事態連絡室等の設置】



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

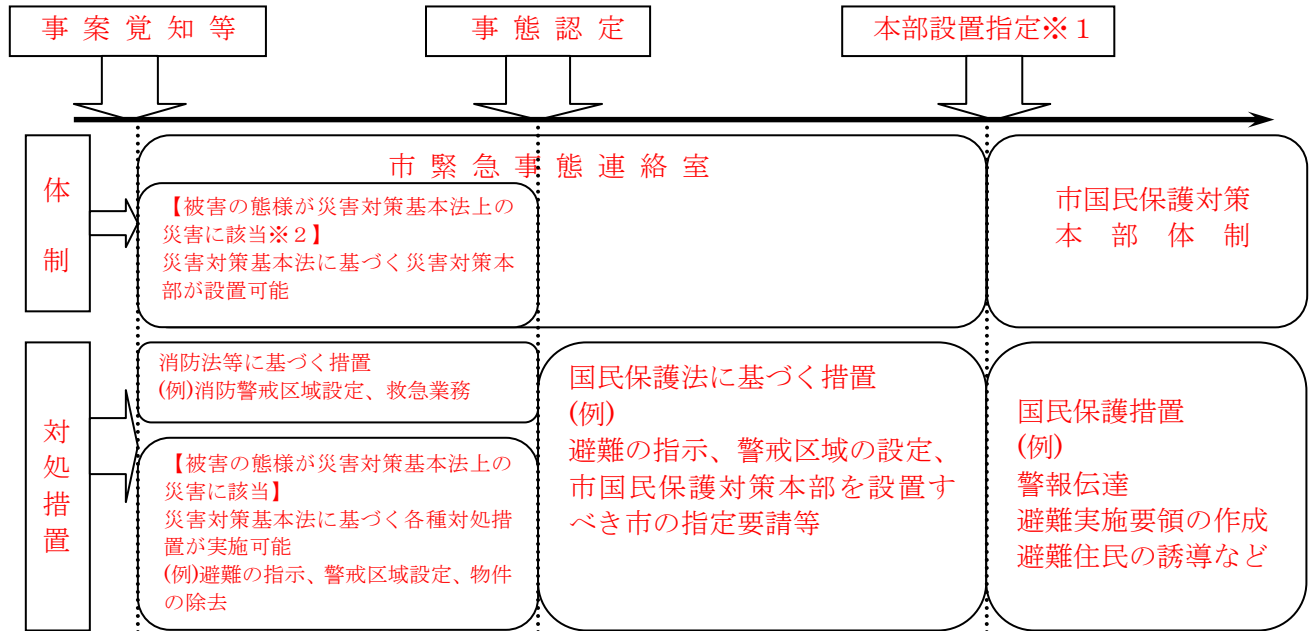
この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【事態認定前の市災害対策本部の設置】

事態認定前に多数の死傷者等が発生した場合は、その原因が明らかでない場合が多い。そこで市では、原因不明の大きな被害が発生した際には、災害対策基本法に基づく市災害対策本部を設置して対応する。

その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



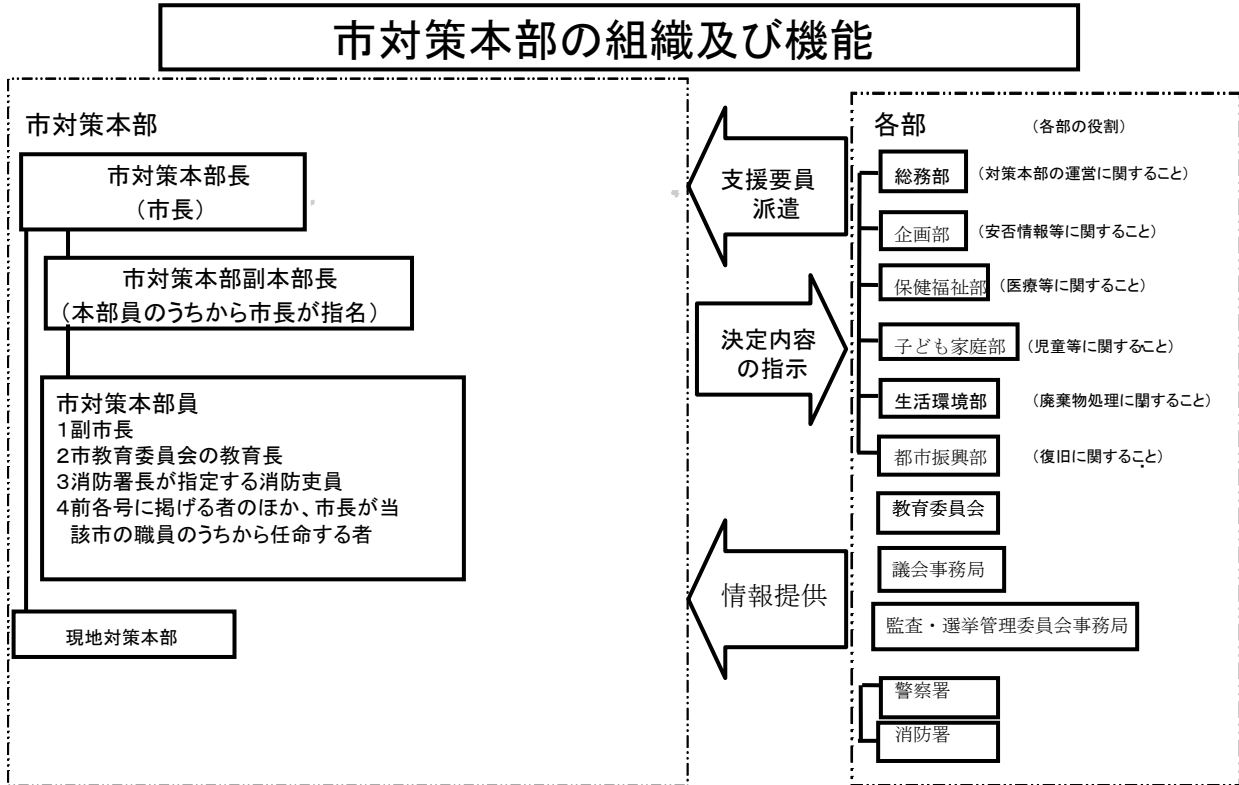
※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

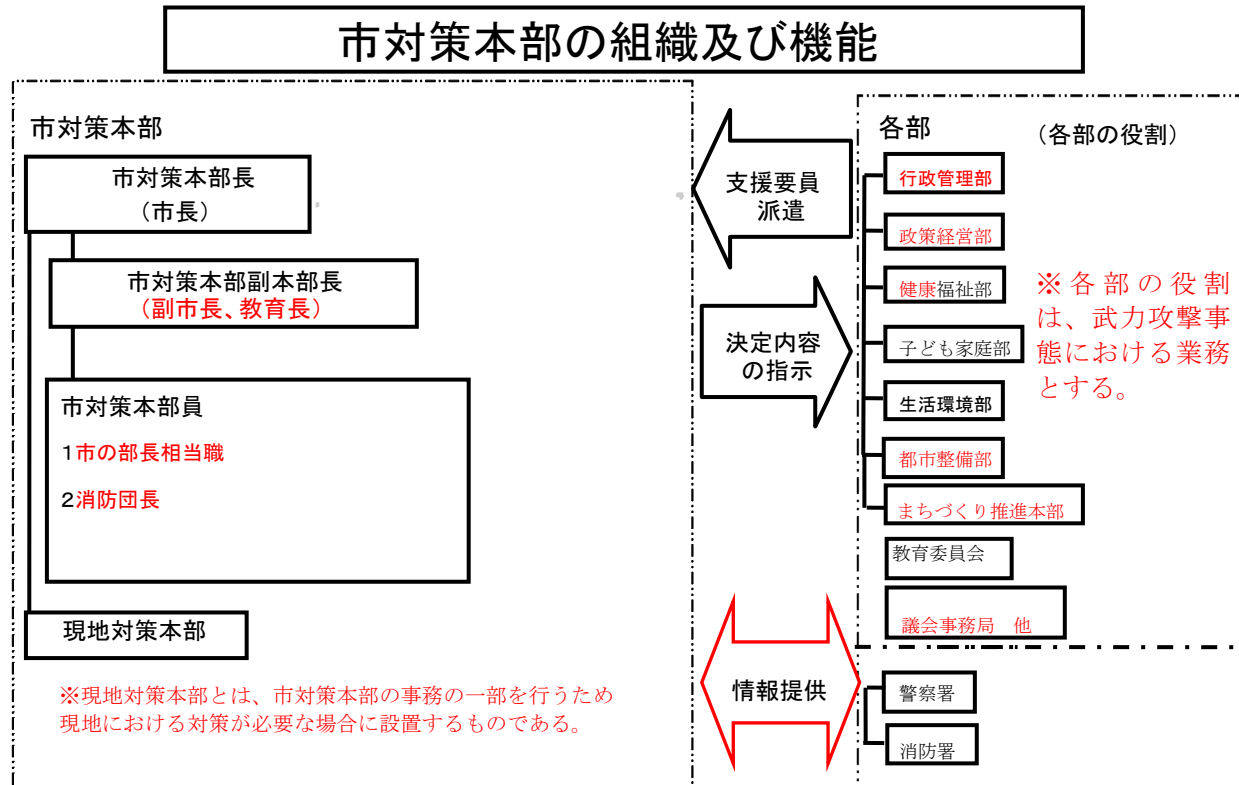
【災害対策基本法の災害】

第2条 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【市対策本部の組織及び機能】



【市対策本部の組織及び機能】



【市の各部課における武力攻撃事態における業務】

部課室名	武力攻撃事態等における業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び保育・幼稚園児の避難誘導體制の整備に関すること
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること
都市振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の避難誘導體制の整備に関すること
その他の局等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応援のための体制整備に関すること

【市の各部課における武力攻撃事態における業務】

部課室名	武力攻撃事態等における業務
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・職員の安否に関すること ・危険情報の収集、分析等に関すること ・消防団に関すること ・施設の点検、整備及び応急補修に関すること
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の安否情報の収集に関すること ・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・武力攻撃事態等時の財政・予算措置に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等の供給に関すること ・保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること ・医療及び防疫に関すること ・保健衛生に関すること ・義援金に関すること ・日本赤十字社との連絡調整に関すること
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び保育園・幼稚園児の避難誘導、救護及び引渡しに関すること ・乳幼児等の安全確保及び支援に関すること ・学童保育の安全確保及び支援に関すること
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・支援物資等（応急食糧、生活必需物資）の受入れ及び配分に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（下水道施設・道路・橋りょう）の点検・整備及び復旧に関すること ・応急仮設住宅等の設営及び入居に関すること ・交通関連機関との連絡調整に関すること ・避難住民の避難措置及び安全確保に関すること
まちづくり推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等に対する土地利用の調整に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の設営及び運営に関すること ・児童・生徒の避難誘導、救護及び引渡しに関すること ・施設利用者の避難、救護に関すること ・児童及び生徒の学用品の提供に関すること ・児童及び生徒の安否確認に関すること ・教育活動の再開に関すること ・その他、児童、生徒及び教職員に関すること

議会事務局他

- ・市議会との連絡調整に関すること
- ・国民保護対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること
- ・他の部の応援に関すること

別紙 9

変更前

関係機関一覧

(1) 東京都関係機関

機関の名称	担当部署	所在地	電話番号
東京都	総務局総合防災部国民保護法制担当	東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2569
東京消防庁	第八消防方面本部 立川消防署	東京都立川市泉町1, 156-1	042-526-0119
東京都北多摩北部建設事務所	庶務課	東京都立川市柴崎町2-15-19	042-540-9501
東京都多摩立川保健所	企画調整課	東京都立川市柴崎町2-21-19	042-524-5171
東京都多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所	工務課	東京都立川市緑町6-7	042-548-5471

変更後

関係機関一覧

(1) 東京都関係機関

機関の名称	担当部署	所在地	電話番号
東京都	総務局総合防災部国民保護法制担当	東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2569
警視庁 立川警察署	警備課	東京都立川市緑町3, 233-2	042-527-0110
東京消防庁	第八消防方面本部 立川消防署	東京都立川市泉町1, 156-1	042-526-0119
東京都北多摩北部建設事務所	庶務課	東京都立川市柴崎町2-15-19	042-540-9501
東京都多摩立川保健所	企画調整課	東京都立川市柴崎町2-21-19	042-524-5171
東京都多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所	工務課	東京都立川市緑町6-7	042-548-5471

別紙 10

変更前

関係機関一覧

(5) 指定地方公共機関

機関の名称	担 当 部 署	所 在 地	電話番号
(社団法人) 東京 乗用旅客自動車協 会	銀星交通(有)	東京都国立市東2-18-6	042-575-0458
(社団法人) 国立市医師会	事務局	東京都国立市富士見台3-16-6	042-576-2341
(一般社団法人) 国立市歯科医師会	事務局	東京都国立市3-16-17	042-577-0418
(一般社団法人) 国立市薬剤師会	事務局	東京都国立市中1-9-12(くにたち中薬局)	042-572-3166

変更後

関係機関一覧

(5) 指定地方公共機関

機関の名称	担 当 部 署	所 在 地	電話番号
(社団法人) 東京 乗用旅客自動車協 会	銀星交通(有)	東京都国立市東2-18-6	042-575-0458
(社団法人) 国立市医師会	事務局	東京都国立市富士見台3-16-6	042-576-2341
(一般社団法人) 国立市歯科医師会	事務局	東京都国立市 富士見台 3-16-17	042-577-0418
(一般社団法人) 国立市薬剤師会	事務局	東京都国立市中1-9-12(くにたち中薬局)	042-572-3166

第3回会議時の提案に基づく修正について

変更箇所一覧 No. 5 避難施設の指定（素案 38 頁）

○都立北多摩高校周辺から都立府中西高校周辺に変更（都立北多摩高校周辺は、陸上自衛隊立川駐屯地付近であり避難施設としては攻撃対象となる恐れがあるため）

変更箇所一覧 No. 7 関係機関への支援の要請（素案 45 頁）

○現在の協定市

①兵庫県芦屋市（平成22年4月1日締結）

・災害時における相互応援に関する協定書

②三重県伊賀市（平成24年2月16日締結）

・災害時における相互応援に関する協定書

※「支援要請先を確保するため遠隔地の市町村との協定締結に努める。」と素案に追加
その他、素案の22頁、「関係機関との連携体制の整備」を活用し万全の体制整備を図る。

※友好都市や姉妹都市など遠隔地に係る協定については、今後の検討課題。

変更箇所一覧 No. 16、No. 19 想定される避難の形態と市による誘導（地下街、地下駅舎等の表現）

○国立市の地域実情に合わせた表現の修正。素案68頁の「地下街、地下駅舎等」を削除、素案82頁の「地下街」を削除。